

学童クラブのしおり

学童クラブは、就労、疾病その他の理由により放課後や長期休業の日中に保護者が不在となる家庭の児童等に対し、適切な遊び、生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としています。

1 運営内容

【1-1】施設内容

名 称	所 在 地	施 設	電話番号
南小学校第1・第2学童クラブ	下諏訪町5188番地（南四王1部）	学童クラブ棟	28-7385
北小学校第1・第2学童クラブ	下諏訪町社7267番地（東山田第4）	学校空き教室	26-7236

【1-2】対象者

- (1) 次のいずれかに該当する、町内小学校に在学する1年生から6年生までの児童
- ・就労等で放課後等に保護者が不在の家庭（親族が保育可能な場合はご相談となります）
 - ・同居家族等が障害、疾病のため、放課後等の児童を見る者がいない家庭
 - ・自営業等により多忙なため、放課後等の児童を見る者がいない家庭
 - ・バス通学の家庭

※疾病その他の事由により、集団生活に適さないときや、学童クラブの管理運営上支障があると認められた場合は、入所の許可をしないことや途中退所をお願いすることがあります。

【1-3】定員

各学童クラブ60人

基本は第1学童クラブが1～2年生、第2学童クラブが3～6年生を対象としておりますが、入所希望人数によっては別の学童クラブでお預かりとなることもあります。

【1-4】開設日・開設時間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

区 分	区分の概要	開 設 時 間
学校登校日	・登校日の放課後	下校時～午後6時30分
学校休業日	・土曜日 ・学校の振替休日、計画休業日 ・長期休業（夏休み、年末年始休業、春休み）	午前8時～午後6時30分

【1-5】休業日

日曜日、祝日、8月13日～8月16日（お盆）、12月29日～翌年1月3日（年末年始）

【1-6】活動内容

学童クラブでは、1～2年生または3～6年生が一緒の部屋で過ごしており、「学習の時間」や「自由遊びの時間」、「おやつ時間（休業日はお昼ご飯の時間も）」や「集団遊びの時間」等を通じて、生活リズムの定着や自主性・社会性・創造性の醸成を図っています。

※学童クラブでは宿題に取り組む習慣づけを行っております。解き方の助言等のみ行いますので宿題の確認や丸付けは各ご家庭でお願いいたします。

【1-7】入所までの流れ

利用希望 調査 12月中	→	申請書類 配付 1月中旬	→	入所受付 2月中旬 学童クラブ	→	新規利用者 説明会 3月下旬予定	→	新2～6年生 入所 4月1日～	→	新1年生 入所 給食開始日～
--------------------	---	--------------------	---	-----------------------	---	------------------------	---	-----------------------	---	----------------------

※新1年生の保護者様へのお願い

- ・入学式の翌登校日から下校指導期間となります。この期間中はお子さんが安全に下校できるよう地域ボランティアの協力の下、指導が行われます。出来る限り参加をお願いいたします。
- ・新1年生の入所は学校給食開始日からを基本としています。やむをえず、入学式の翌登校日からの入所を希望される場合は、必要性に応じ検討いたしますので、下諏訪町教育委員会教育こども課保育係にご相談ください。

2 入所申請手続き

【2-1】年度当初からの入所申請手続き

入所を希望する場合の手続きは次のとおりです。

(1) 入所申込みの提出書類

提出	書類名	提出条件等	提出日
全員	① 入所申請書	・電子申請にて 全員提出必要。	1月31日
該当者のみ	② 就労収入証明書	・勤務先人事担当者による記入をお願いいたします。 ・ 令和7年度に保育園入所の兄弟がいる家庭は提出不要	下記 受付日
	③ 使用料口座振替依頼書	・ 令和7年度から新たに利用する家庭のみ提出 ※令和6年度利用家庭のうち、口座変更を希望する方は提出必要	
	④ 市町村民税課税証明書（令和6年度分）	・ 令和6年1月1日時点で、下諏訪町に住民票がない方のみ提出。保育園入所の兄弟がいる家庭は提出不要。	

(2) 申請受付

対象者		受付日	場所、時間
入所希望学童クラブ	学年		
南小学校学童クラブ	新1年生	2月12日(水)	南小学校学童クラブ 午後3時～午後6時 ※新1年生は来入児説明会后
	新2～6年生	2月14日(金) 2月19日(水)	
北小学校学童クラブ	新1年生	2月3日(月)	北小学校学童クラブ 午後3時～午後6時 ※新1年生は来入児説明会后
	新2～6年生	2月6日(木)	

・①の入所申請書は【1月31日(金)】までにスマホ等から電子申請を行ってください。②～④については、上記受付日に紙での提出をお願いします。紙での提出書類がない方も入所申請書の不備がないかの確認がありますので受付日の当日必ず学童クラブへお越しください。

- ・持ち物：申請書類②～③（該当の方）、印鑑《金融機関取引用》（③の該当の方）
- ・当日都合のつかない方は、必ず受付日の前日までに下諏訪町教育こども課保育係までご相談ください。事前連絡がなく受付日に必要書類の提出がない場合は4月からの入所はできません。

(3) 利用区分

利用可能時間	利用区分	減免
○学校登校日 開始：学校登校日の下校時から 終了：午後6時30分まで	午後4時30分まで利用	学校登校日の利用料が減額となります
	月の半分以下の利用	
○学校休業日 開始：午前8時00分から 終了：午後6時30分まで	午後6時30分まで利用	学校登校日も利用する方は、学校休業日の利用料が減免となります。 ※「登校日利用が月の半分以下」、または「午後4時30分まで利用」の児童は該当しません。
	学校の振替休日	
	長期休業の利用 土曜日の利用	

【2-2】利用変更・退所手続き

利用変更や退所の場合は、変更する**1ヶ月前**までに教育こども課保育係にご連絡ください。

※登校日利用を申請された方で、2ヶ月以上登校日利用の予定がなくなった場合は、利用の変更等をお願いいたします。

【2-3】年度途中入所の手続き

- ・学童クラブの受け入れ準備のため、必ず**利用開始の1ヶ月前**までに手続きをお願いいたします。
- ・【重要】南小学校における長期休業日の利用については、定員の都合により、年度当初に間に合わない場合、北小学校での利用とさせていただきます。

◆入所までの流れ



受付場所：下諏訪町教育こども課保育係（下諏訪総合文化センター内）

3 利用料金

【3-1】 使用料

- (1) 学校登校日（放課後）の使用料
世帯の所得に応じて**月額**となります。**月に1日でも利用があれば月額使用料がかかります。**
- (2) 学校休業日（長期休業、土曜日、振替休日等）の使用料
世帯の所得に応じて**日額**となります。
- (3) 使用料金 (単位：円)

入所児童の属する世帯の階層区分		使 用 料	
階層区分	定 義	学校登校日 (月額)	学校休業日 (日額)
第1	生活保護法の被保護世帯	0	0
第2	前年度分の町民税非課税世帯	1,000	200
第3	前年度分の町民税非課税世帯で母子家庭等の世帯	0	0
第4	前年度分の町民税所得割非課税世帯	2,000	400
第5	前年度分の町民税所得割非課税世帯で母子家庭等の世帯	1,500	300
第6	前年度分の町民税所得割課税世帯	3,000	600

※**減額・減免については、申請に基づき自動で決定がされます。後日決定通知をお送りします。**

- 1 減 額 学校登校日を利用するご家庭で、利用が年間開設日数の2分の1以下となる場合、または入所時間が午後4時30分までの場合は、条例に基づき**学校登校日の使用料を2分の1の額に減額**します。
- 2 減 免 ①同一世帯で2人以上の児童が同時に利用する場合（減免事由第1号）
施行規則に基づき**2人目以降の児童の使用料を2分の1の額に減免**します。
②同一児童が学校登校日と学校休業日の両方利用する場合（減免事由第2号）
施行規則に基づき**学校休業日の使用料を2分の1の額に減免**します。
- ※ 減免の重複 ・1と2、または2の①と②は重複して適用にはなりません。
・1が優先適用となり、減額・減免の上限は上表の2分の1となります。

(4) 使用料の決定について

使用料は父母の令和6年度分の住民税課税状況により決定します。通常は父母の課税状況で決定しますが、父母や児童が祖父母の扶養になっている場合など、家庭状況によっては父母以外の親族（世帯）の税額から決定することがあります。

また、住宅取得控除等を受けている場合は、住宅取得控除等がなかったものとして計算した税額により決定します。

なお、確定申告等により税額に変更があった場合は、改めて税資料を提出していただくことがあります。これに伴い過不足が生じた場合は、4月にさかのぼり調整をします。

【3-2】 納付方法

学童クラブ使用料の納付は口座振替で行います。下諏訪町内の取扱金融機関に預金口座がない場合は口座を開設してください。**口座振替日は利用月の翌月20日**です。20日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

●取扱金融機関

八十二銀行(本・支店) / 諏訪信用金庫(本・支店) / ゆうちょ銀行

南小学童クラブの様子



▲ 第1学童クラブ

第2学童クラブ ▼



北小学童クラブの様子

▼ 第2学童クラブ



第1学童クラブ ▲

4 利用にあたってのお願い

(1) 持ち物について

持ち物には必ず見えるところに名前を書いてください。学童は多くの児童が利用するため、取り違いが起こりやすいです。名字が一緒の場合もございますので、フルネームで記名してください。

- ・常備するもの … (全員) 上履き、着替え、(午後6時30分まで利用の児童) おやつ
- ※おやつは食べきれる量を小分けにして準備してください。少なくなったところで補充のお願いをします。

(2) 送迎について

学童クラブの終了時刻は午後6時30分です。お迎えが午後6時30分を過ぎることのないようお願いいたします。

学校休業日は保護者の責任で学童クラブ教室前まで送迎をお願いいたします。なお、学校休業日の開始時刻は午前8時ですが、お仕事等の都合により8時前の利用を希望される場合は、各学童クラブにご相談ください。

(3) 欠席の連絡について

学童を欠席する場合は必ず『すぐる』によりご連絡ください。すぐるの登録方法は受付日にお伝えします。

報告漏れの場合は、午後2時30分すぎに学童に直接電話で連絡をしてください。

(4) 保護者が在宅の日について

学童は「放課後に就労その他の理由により保護者が不在である事」が利用条件です。保護者がお仕事休み等で在宅の日は、学童クラブをご利用いただくことが出来ませんので、事前に欠席のご連絡をお願いいたします。

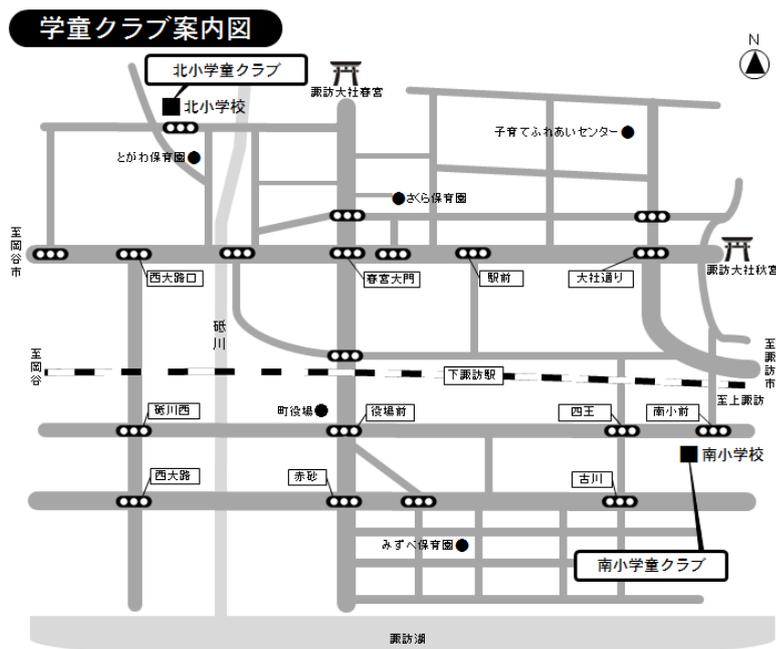
(5) 保険について

学童クラブ中における児童の万一の事故、負傷に備え傷害保険(スポーツ安全保険)に加入していただきます。この補償は見舞金の給付を主な目的とするものです。

- 掛金(児童1人当たり)年額800円 ※4月分使用料と一緒に口座振替を行います。

(6) 学童クラブからの連絡

学校長期休業や振替休日に当たっての学童開所等について「学童クラブだより」を配布しております。災害の発生等により学童クラブを臨時的に閉所する場合は、学校と協議したうえ、各ご家庭にご連絡いたします。



お問い合わせ先

〒393-8501

下諏訪町 4611-40

(下諏訪総合文化センター内)

下諏訪町教育委員会

教育こども課 保育係

TEL : 27-1111 (内線 714)

FAX : 28-0131

Email : hoiku@town.shimosuwa.lg.jp